



環対第607号
平成25年2月27日

新地町長 殿
(復興推進課 扱い)

宮城県知事 村井 嘉浩

常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業に関する特定環境影響評価書に対する意見について（提出）

平成25年1月7日付けで送付のありました標記の特定環境影響評価書について、東日本大震災復興特別区域法第72条第6項に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

担当：環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 辻
電話：022-211-2667
FAX：022-211-2696

常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業に関する
特定環境影響評価書に対する意見

1 全般的事項

現地調査を実施していない又は簡略化した環境影響評価の項目については、事後調査の実施について、関係自治体、地域住民等の意見を踏まえて具体的かつ科学的に検討すること。また、事後調査結果については、それを踏まえた環境保全措置の検討結果も含めて関係行政機関に報告するとともに、地域住民に対し適切な方法で公表すること。

2 個別的事項

(騒音)

- (1) 移設により、前とは異なる状況で列車騒音が発生することを踏まえた環境保全目標値を設定するとともに、夜間騒音についても考慮して多面的に予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音については、当該騒音のみによる予測値を示した上で、将来の自動車騒音との合成値を評価すること。

(地下水の水質及び水位)

地下水位の調査時期及び特定評価書に記載の調査結果が、地下水位の季節的な変動の中でどのタイミングであったかを明らかにし、これらを踏まえた予測・評価結果を補正評価書に記載すること。

(植物)

事後調査については、ムカゴニンジン及びキキョウのみにとらわれることなく、「東日本大震災復興特別区域法に基づく特定環境影響評価の技術手引(案)」等に基づく適切な範囲、方法により実施し、貴重種の設定及び環境保全措置のランク付けについて改めて検討すること。

(生態系)

水神沼周辺には、貴重な動植物が多数生息していることから、土地改変による影響範囲を補正評価書において明らかにするとともに、施工計画の検討に際しては、水神沼及び周辺に与える環境影響に十分に配慮すること。

(景観)

詳細設計の検討に際しては、国道6号線に近接している地点、又は街づくりにともない新たな市街地が形成される地点における景観についても配慮し、周辺の田園景観に調和する構造物とするよう努めること。

(廃棄物等)

工事により発生する建設発生土等の搬出に際しては、周辺環境への影響に配慮するとともに、復興事業等における再利用に努めること。

(温室効果ガス等)

工事においては、低炭素型建設機械の使用や効率的な稼働、資材等の運搬車両の効率的な運行計画等により、温室効果ガスの排出低減に努めること。